

2021年1月

各位

えん罪豊川幼児殺人事件田邊さんを守る会事務局

《お願い》

上申書運動へのご協力を

私どもの活動に対するご理解・ご協力に、心より感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染の猛威により、昨年は様々な運動の停滞を余儀なくされました。

「田邊さんを守る会」も、8月の総会は無事に終えることができましたが、3月から5月にかけての3ヶ月間は豊橋駅前での署名宣伝行動ができませんでした。このような情勢のなかで多くの皆様が「運動不足」の感をお持ちなのではないでしょうか。

この度、「守る会」では、田邊さんの再審請求が棄却されてから2年を経過する時期に臨み、会員の皆様、そしてこの運動をご支援くださっている皆様から裁判長宛に「上申書」を出していただく運動に取り組むこととしました。日頃、支援活動をしているという実感を得ることはなかなか難しいことだと思いますが、皆様の出番です。

豊川事件の再審に関わって裁判長に是非聞いて貰いたいことや、やってほしいこと、ご意見など、常日頃から思っていることを遠慮なくお書き下さい。

世話人会で審議し、下記の要領で実施することに致しましたので、皆様のご協力を何卒宜しくお願い致します。

- ・お使いいただく上申書の用紙は、同封致しました。
——なお、「守る会」のHPからダウンロードすることもできます。
えん罪豊川幼児殺人事件田邊さんを守る会
または、<http://enzaitoyokawajiken.web.fc2.com/> で検索
- ・「氏名」の欄は、自署をお願い致します。
——氏名もワープロで記入された方は、忘れずに「捺印」をお願い致します。
- ・上申書を書く上で参考になりそうなことをこの紙の裏面に掲載し、また、事件チラシも同封致しましたので、必要に応じてご利用ください。
- ・記入するスペースが不足する場合は、続きを裏面にお書きになるか、別紙にお書きくださっても結構です。（別紙にも、住所・氏名はお書きください）
- ・書き終えた上申書は、お手数ですが同封の返信用封筒で、事務局長の渡辺までご返送ください。誠に申し訳ございませんが、切手代はカンパをお願い致します。
——直接裁判所にお送りいただいたものについては、到着数を教えてくれない裁判所があります（「倉敷民商弾圧事件」を扱っている岡山地裁など）ので、事務局で集約し、一括で名古屋高裁に持参します。
- ・第1次の締め切りは、4月5日（月）とし、4月15日（田邊さんが逮捕された日）に提出。
- ・第2次の締め切りは、6月30日（水）とし、7月6日（高裁で逆転有罪が出た日）に提出。
- ・お尋ねになりたいことなどがございましたら、下記までご連絡ください。
「守る会」事務局長：渡辺達郎

〒441-0322 豊川市御津町豊沢久 蔵7-6

電話 & ファックス：0533-75-4064

携帯：090-5605-8574

E-mail：ssycp952_0505@yahoo.co.jp

《参考》

- ・無辜の人が有罪判決を受ける誤りは決してあってはならない。
- ・再審は無辜の救済のために行うものである。
- ・三者協議を開き、弁護団の説明、弁護団要請の鑑定人の話に耳を傾けてほしい。
- ・弁護団提出の全ての証拠をきちんと吟味し、科学的な見地から原判決を見直してほしい。
- ・警察、検察の持つ未開示の証拠を全て開示させてほしい。中に、田邊さんの無罪を示す証拠が存在する可能性は十分にある。
- ・自白が全て任意のものとは限らない。自白をした時の状況を明らかにすべき。
- ・「やってもいない者が自白することは考えられない」との判断は、余りに短絡的。
- ・必ず事件現場を訪れて、直接に十分な調査をしてほしい。
- ・新旧証拠の総合評価によって、一日も早く再審決定を出してほしい。
- ・決定を出す日時は、少なくとも2週間ほど前には弁護団に連絡してほしい。

2021年 月 日

名古屋高等裁判所平成31年（け）第2号

名古屋高等裁判所刑事第2部
裁判長 鹿野伸二様

上 申 書

住 所

氏 名
または団体名

豊川幼児殺人事件の再審請求について、下記のとおり上申いたします。

記

--